様式第24号(第14条関係)

却下決定通知書

第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

粕屋町長

　年　　月　　日に申請された補装具費の支給申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1　申請事項

2　却下の理由

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に粕屋町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、粕屋町長を被告として(訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。)提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。